

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）風致地区の変更に係る都市計画の案を作成したので、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、京都市に意見書を提出することができます。

平成19年2月15日

京都市長 桜本 賴兼

1 都市計画を追加する土地の区域

京都市北区衣笠西馬場町の全部

京都市右京区龍安寺玉津芝町及び龍安寺塔ノ下町の各全部

京都市北区上賀茂山本町、上賀茂藤ノ木町、上賀茂本山、上賀茂壱町口町、上賀茂東後藤町、上賀茂西後藤町、上賀茂六段田町、上賀茂葵之森町、上賀茂朝露ヶ原町、上賀茂神山、上賀茂備後田町、上賀茂赤尾町、上賀茂毛穴井町、衣笠北天神森町、衣笠氷室町、衣笠東尊上院町、衣笠西尊上院町、衣笠御所ノ内町、衣笠西御所ノ内町、衣笠馬場町、衣笠総門町、金閣寺町、平野上柳町、平野宮敷町、衣笠赤阪町、衣笠衣笠山町、大北山天神岡町及び大北山不動山町の各一部

京都市左京区鹿ヶ谷御所ノ段町、銀閣寺町、銀閣寺前町、浄土寺南田町、浄土寺石橋町、浄土寺小山町、修学院開根坊町、修学院室町、修学院馬場脇町、修学院烏丸町、修学院仏者町、修学院石掛町、修学院登り内町、修学院坪江町、修学院宮ノ脇町、修学院安養坊、修学院中新開、修学院後安堂及び修学院南代の各一部

京都市右京区嵯峨天龍寺瀬戸川町、嵯峨天龍寺北造路町、嵯峨天龍寺造路町、花園円成寺町、花園天授ヶ岡町、御室芝橋町、御室小松野町、御室豎町、御室大内、宇多野柴橋町、宇多野芝町、宇多野馬場町、宇多野福王子町、龍安寺山田町及び谷

口円成寺町の各一部

京都市西京区桂久方町，桂清水町，桂春日町，桂浅原町，桂御園，桂後水町，嵐山中尾下町，嵐山西一川町，松室地家町，大枝沓掛町，大枝北沓掛町一丁目，大枝北沓掛町二丁目，大枝北沓掛町三丁目及び御陵峰ヶ堂町二丁目の各一部

京都市伏見区醍醐御陵東裏町，醍醐御陵西裏町，醍醐赤間南裏町，醍醐新町裏町，醍醐東大路町，醍醐中山町，醍醐上端山町，醍醐下端山町，醍醐落保町及び醍醐槇ノ内町の各一部

2 都市計画を廃止する土地の区域

京都市東山区柚之木町及び定法寺町の各全部

京都市左京区岡崎法勝寺町，岡崎円勝寺町，粟田口鳥居町及び南禅寺草川町の各一部

京都市東山区中之町，堀池町，東分木町，今道町，東町，夷町，西町及び小松町の各一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所北庁舎5階北第2会議室（土曜日及び日曜日を除く。）

京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1

京都市景観・まちづくりセンター（2月17日，18日，24日及び25日）

4 縦覧期間

平成19年2月15日から平成19年3月1日まで

(注) 当該都市計画の案について意見書を提出しようとする者は，住所，氏名及び同案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を，上記縦覧期間満了の日までに，〒604-8571京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市都市計画局都市企画部都市計画課に提出してください。

(都市計画局都市企画部都市計画課)